

資 料

学校図書館司書教諭養成と配置の現状

- 埼玉県の場合 -

菅原 春雄

(文教大学教育学部)

The Present Condition of School Librarian Teacher and Arrangement ; in the Case of Saitama Prefecture

SUGAWARA HARUO

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要旨

司書教諭の発令が今年度(平成15年度)から実施されたが、その背景として日本における司書教諭養成の概況と配置、そして埼玉県の状況はどうか分析してみた。

1 はじめに

平成15年4月1日学校図書館法改正により「12学級以上学校にはかならず司書教諭を置かなければならない」と必置が義務づけられた。この事に対して養成と配置はどのようなになっているのかの概況と埼玉県での現状はどうなのか分析してみたい。

2 司書教諭

司書教諭とは、一般的にいえることは小中高の学校図書館に勤務し、児童生徒の読書サービスなどその運営管理にあたる専門の教員をいうが、学校図書館法では学校図書館の専門的職務を掌らせるための職員と定義している。その専門的職務とは、昭和38年文部省「現文部科学省」は「学校図書館の管理と運用」で司書教諭の職務として

1 資料に関する専門的教養を身につけた教諭

として、学校教育に必要な資料を収集し、これに有効な組織づけを与える

2 児童・生徒や教師の資料利用について適切な指導・助言を行う

3 教材を選択・整備し、その利用を調整することによって学校の教育課程の実施に奇与する

4 学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となる

5 学校内の諸組織との密接な連絡のもとに、学校図書館を管理・運営し、能率的・機能的な奉仕活動を通じて、学校の教育目的の達成を図る」と説明している。

司書教諭の具体的職務内容は

A 指導的・奉仕的職務

1 学校図書館および学校図書館資料の利用指導

- 2 児童・生徒および教師に対するレファレンス・サービス
- 3 児童・生徒の興味と能力に応じた読書指導
- 4 教師の教材準備に対する協力
- 5 学校図書館内における利用態度の指導
- 6 児童会図書部員、生徒図書委員の指導
- 7 読書会・鑑賞会、展示会などの集会、その他、学校図書館行事の指導

B 技術的職務

- 1 学校図書館資料の選択と構成
- 2 分類の決定
- 3 目録の作成
- 4 新聞・雑誌記事索引の作成
- 5 特殊資料の作成
- 6 資料内容の研究と紹介
- 7 学校図書館が視聴覚器材の管理をする場合は、その管理、操作

C 管理的職務部

- 1 学校図書館運営計画の立案と実施
- 2 学校図書館業務の組織案の作成と管理
- 3 予算案の編成と支出の調整
- 4 施設・備品の整備
- 5 校長への連絡、報告
- 6 学校内の諸組織との連絡・協力
- 7 他の学校図書館、公共図書館、研究組織等との連絡・協力
- 8 学校図書館の評価と改善

3 司書教諭養成の歴史

我が国における司書教諭養成は昭和28年学校図書館法、昭和29年の学校図書館司書教諭講習規程による学校図書館司書教諭講習科目で、旧文部省現文部科学省委嘱による講習及び大学で養成されていた。

科目は次の通り

7科目	8単位
学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1

図書の整理	2
図書以外の資料の利用	1
児童生徒の読書活動	1
学校図書館の利用指導	1

従来、司書講習科目と司書の読替制度があった読替出来ない科目は「学校図書館通論+学校図書館の利用指導」の二つの科目で、他の科目は司書講習科目を履修すればよかった。

実務経験「2年・4年」による科目も免除された。この科目が平成10年より次のように改正された。

4 現行の司書教諭養成

新学校図書館司書教諭講習科目	
5科目	10単位
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

*実務経験による科目免除は平成14年度で終了「講習規程参照」

実務経験 2年 [講習規程参照]
4年 「講習規程参照」

この免除措置は平成14年度で終了し、平成15年度から正規5科目10単位修得が義務付けになるが、科目内容、単位など今後検討すべき課題も多い。

5 資格

学校図書館法第5条2項により司書教諭の講習を修了した者とある

6 養成

6-1 講習

学校図書館司書教諭講習は文部科学省(旧文部省)委嘱により昭和29年からスタートした。

「昭和29年東京学芸大学、大阪学芸大学受講者「917名」

ちなみに平成元年からのデータ -

年度	会場校数
平成元	7 「7科目8単位」
1	10
2	10
3	15
4	15
5	15
6	18
7	18
8	36
9	52
10	76
11	77 「5科目10単位」
12	77
13	83 *講習修了者16,090名
14	73 *講習修了者19,939名
15	60

*以前は主として国立大学で実施していたが学校図書館法改正により、最近私立大学や私立短大、教育機関でも開講するようになった。

たとえば県教育センター、県教育研究所でも講習ができるようになった。[官報、学校図書館速報版参照]

*参考：養成計画

*各都道府県における司書教諭養成計画「公立学校」平成9年5月1日現在12学級以上の学校「文部省調査・全国校長協会」

	全国	埼玉県
小学校	11,867校	675校
有資格者	8,404人	891人
追加養成数	17,455人	459人
平成9年資格修了者	2,233人	55人
中学校	5,511校	96校
有資格者	3,861人	46人
追加養成数	7,633人	144人

平成9年資格修了者	699人	10人
高校	3,410校	66校
有資格者	1,655人	17人
追加養成数	5,697人	247人
平成9年資格修了者	307人	7人
特殊教育諸学校	751校	30校
有資格者	436人	18人
追加養成数	1,277人	44人
平成9年度資格修了者	83人	2人

6 - 2 大学

大学における司書教諭養成

司書教諭課程 開講大学(全国)

大学 96大学

短大 76大学

通信 1大学

計 175大学

埼玉県における養成

1 講習

文部科学省委嘱講習大学 受講者募集

(平成15年度)

埼玉大学 150名

聖学院大学 150名

十文字学園女子大学 50名

2 大学

大学名 開講年

埼玉大学 昭和32年

跡見学園大学 昭和43年4月

聖学院大学 平成11年4月

以前短大で設置

獨協大学 昭和44年4月

文教大学 平成12年4月

短大

十文字学園女子短期大学 昭和48年-

埼玉純真女子短期大学 昭和58年-

7 司書教諭の発令

*昭和32年山口県教育委員会教育長が文部省へ司書教諭の発令方法について照会したところ、文部省初等中等教育教育局長から次のよ

うな回答があった。

1 発令について

1 県費負担教職員たる教諭を司書教諭に命ずる場合の発令者は、当該市町村教育委員会である。（ただし特別区の場合は、都教育委員会のが発令する）

2 この際、当該都道府県教育委員会の同意を要しない

3 職業指導主事・学校保健主事の場合も同様である

2 発令様式について

発令様式は下記様式を適当と考える

1 県立学校教員の場合 例

通 知 書

氏 名 現 職 学校教諭
学校司書教諭を命ずる
年 月 日 県教育委員会印

2 県費負担教員の場合例

通 知 書

氏 名 現 職 学校教諭
学校司書教諭を命ずる
年 月 日 市教育委員会印

今回の学校図書館法改正の付帯決議でも「政府および地方公共団体は、この法律の趣旨を体し、司書教諭の計画的養成・発令に努め」ることが求められている。

* 埼玉県では学校管理規則で「司書教諭は、当該学校の教諭の中から、校長の内申に基づき、教育委員会が命じる」としている。

参考* 文部科学省発令文書 「文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 - 各都道府県・指定都市教育教職員員人事主管課長」

平成15年1月21日付

平成15年4月1日以降、12学級以上の学校への必置が定められている司書教諭の配置について「いやしくも法律違反とならないよう都道府県教育委員会におかれましては、城内の対象となる各学校への司書教諭有資格者の

配置について格段の御留意をいただくとともに、所管の学校に配置した有資格者について、司書教諭を発令するよう」と、依頼、あわせて城内の市町村教育委員会へ司書教諭発令を指導することも依頼した。

* 参考資料

1 司書教諭の発令方法について

発令は「当該学校の教職員のサービスを監督する一般的権限を有する教育委員会が行うか、または当該学校の校務をつかさどる地位にある校長が行うこと

2 司書教諭をおかなければならない学校について小・中・高等学校中等教育学校の前、後期課程、盲、聾、養護学校の小学部、中学部、高等部とし、11学級以下の学校においても「学校図書館における司書教諭の重要性にかんがみ、司書教諭が設置されるようにつとめることが望まれる」

3 司書教諭を設置すべき学校の数え方について高等学校で全日制、定時制、通信制課程が置かれている場合は、各課程の学級数の合計、本校と分校に分かれている場合はあわせて1校として扱い、それぞれの学級数の合計、特殊教育諸学校で、小学部、中学部、高等部に分かれている場合はそれぞれの学級数、中等教育学校の場合は前、後期課程それぞれの学級数で数え、それぞれに司書教諭を配置すること、また各学校における特殊学級については1学級として学級数に計算すること」と通達された。

「学校図書館速報版第1641号」平成15.2.15

2002年度発令状況平成「学校図書館625」
発令した県24県「他の県は平成15年度発令」

小学校	1,625人
中学校	825
高等学校	465
特殊教育諸学校	62
計	2,994
発令者 教育委員会	1,478

校長	1,516		
* 埼玉県発令			
平成14年度「学校図書館625」			
発令	教育委員会	学校長	
小学校	124	124	0
中学校	99	99	0
高校	0	0	0
中等学校	0	0	0
特殊学校	0	0	0

* 平成15年度「平成15年4月1日」
「埼玉県教育生涯学習部市町村教育課人事担当」「さいたま市を除く」

学校数	発令数
小学校 741校	621件
中学校 375校	281件
* 12学級以上	
小学校 566校	638件
中学校 241校	264件

* さいたま市司書教諭配置状況
平成15年4月1日発令

学校	配置校
小学校 86校	86名
中学校 48校	46名
養護学校 1校	1名
高校 4校	4名

参考

* 横浜市教育委員会発令
平成15年4月1日

小学校 353校中	335校	95%
中学校 154校中	137校	89%
養護学校 4校中	2校	40%

* 学校管理規則に司書教諭の設置、職務、発令等に関する規程がある県「23県」

8 おわりに

本学の司書教諭課程履修者は教育実習期間に実習校の図書館を見学し、調査や質問等を受け、実習校図書館の現状を調査するレポー

トを出した。教育実習校「小中高」全般的にみると、司書教諭の配置もいまいちのようで、図書館の理解のなさに幻滅を感じた次第である。新学習指導要領による総合的学習、調べ学習が要求されている現状で、その基本的よりどころは学習センターとしての機能を果たす学校図書館であるが、整備の遅れか、予算不足か、校長、教育委員会の理解が足りないのか一番こどもたちがかわいそうである。しかし学校図書館の充実を願うことから、さいたま市は公共図書館と連携し、1998年度から学校図書館支援センターを設置して市内小中、高等学校図書館に対して学校図書館用の図書の収集と団体貸出、レファレンス等のサービスを実施している。

また千葉県では市川市図書館と学校図書館との連携など、図書館サービスは自校図書館だけでは、児童生徒の読書や調査研究情報の提供には対応できないので、こうした連携、ネットワークのもとに利用者ニーズにこたえていかなければならないと思う。現在司書教諭の必要性や社会的認知が認められずにいるが早急な配置と、養成面では科目内容や単位数の問題等早急な検討が必要であり、また司書教諭は教職課程と運動しており、教育実習時期や履修年次の検討など、また学校図書館法の改正による学校司書の確立も願うのである。

参考文献

- 1 全国学校図書館協議会編 / 「司書教諭の任務と職務」 / 全国学校図書館協議会 1997
- 2 全国学校図書館協議会「これからの学校図書館と司書教諭の役割」 / 全国学校図書館協議会 1997
- 3 全国学校図書館協議会編 / 「改正 - 学校図書館の法規・基準」 / 全国学校図書館協議会 2002
- 4 全国学校図書館協議会編 / 「図書館学演習資料 - 前編 - 新訂12版」 / 全国学校図書館協議会 2001

資料

- 5 全国学校図書館協議会編 / 「学校図書館・司書教諭講習資料」 / 全国学校図書館協議会 1999
- 6 日本図書館協会編「日本の図書館情報学教育2000」日本図書館協会 2000
- 7 日本図書館協会編「図書館年鑑2003」 / 日本図書館協会 2003
- 8 全国学校図書館協議会編「学校図書館50年史年表」 / 全国学校図書館協議会 2001
- 9 「学校図書館」全国学校図書館協議会
- 10 「学校図書館速報版」 全国学校図書館協議会
- 11 日本学校図書館学会会報 第12号
- 12 山崎慶子・平塚禅定共著「司書教諭のあなたに期待する」全国学校図書館協議会 2003